

重要事項説明書

- 介護福祉施設サービス -

社会福祉法人 値賀の里
特別養護老人ホーム 養寿園

「特別養護老人ホーム養寿園」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(長崎県指定番号 4271501365号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3～5」と認定された方が対象となります。要介護1、2の方で特例と認められた方については入所可能となります

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	6
7. 残置物引取人	7
8. 苦情の受付について	8
9. 事故発生時の対応について	9

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 値賀の里
- (2) 法人所在地 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷1756番地2
- (3) 電話番号 0959-56-4141
- (4) 代表者氏名 理事長 中谷 功
- (5) 設立年月 昭和22年1月27日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
平成22年 4月 1日指定 長崎県 4271501365号
- (2) 施設の目的 施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活の援助、健康管理及び療養上の援助を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営

むことができるようにすることを目指します。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム養寿園
- (4) 施設の所在地 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷1756番地2
- (5) 電話番号 0959-56-4141
- (6) 施設長氏名 松永英和
- (7) 当施設の運営方針 利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、身体拘束や抑制等を行うことなく、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
また、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、近隣の市町村、他の介護保険施設、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図ります。
- (8) 開設年月 平成22年4月1日
- (9) 入所定員 60人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室	26室	従来型個室
2人部屋	5室	多床室
4人部屋	6室	多床室
合計	37室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	移動式平行棒・電熱式ホットパック
静養室	1室	
浴室	2室	リフト浴・一般浴槽・特殊浴
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員数
1. 施設長（管理者）	1名
2. 介護職員	26名
3. 生活相談員	1名
4. 看護職員	3名
5. 介護支援専門員	1名
6. 医師（非常勤）	非常勤1名
7. 機能訓練指導員	1名
8. 事務員	2名
9. 栄養士	1名
10. 調理員	5名

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週火曜日 13:30～15:00 毎週金曜日 13:30～15:00
2. 介護職員	早出■ : 07:00～16:00 早出□ : 07:30～16:30 日勤○ : 09:00～18:00 遅出① : 12:00～21:00 準夜勤② : 13:00～22:00 夜勤▲ : 16:45～09:15 深夜勤△ : 22:00～07:00 半日★ : 09:00～13:00
3. 看護職員	早出■ : 07:30～16:30 早出□ : 08:00～17:00 日勤○ : 09:00～18:00 半日★ : 07:30～11:30

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）*

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常の9割、8割または7割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①居室の提供

②食事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂で食事をとって頂くことを原則としています

(食事時間)

朝食：07：50～

昼食：12：00～

夕食：17：00～

③入浴

- ・入浴又は清拭を最低週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・職員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金(1日あたり)〉

(1) ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。施設利用料金表の別表1、別表2参照。)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ご利用者が、6日以内の入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく利用料金は、下記の通りです。(契約書第19条、第22条参照)

- | | |
|-------------|---------|
| 1. サービス利用料金 | 2, 460円 |
|-------------|---------|

2. うち、介護保険から給付される金額 2, 214円
 3. 自己負担額（1－2） 246円

（２）（１）以外のサービス（契約書第４条、第５条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 特別な食事

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

[理髪サービス]

月に１回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費

③貴重品の管理

ご利用者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長

④レクリエーション活動

ご利用者の希望によりレクリエーション活動に参加していただくことができます。

材料代等の実費を頂くこともあります。

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦契約書第２０条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（１日あたり）

○従来型個室・多床室

ご利用者の要介護度 料金	要介護度 1 5,590円	要介護度 2 6,270円	要介護度 3 6,970円	要介護度 4 7,650円	要介護度 5 8,320円
-----------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２ヶ月前までにご

説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- | |
|-------------------------------------|
| ア. 窓口での現金支払 |
| イ. 下記指定口座への振り込み |
| 1) 親和銀行 小値賀支店 普通預金 1023641 |

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	小値賀町国民健康保険診療所
所在地	長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷1757番地の8
電話番号	0959-56-4111
診療科	内科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	小値賀歯科診療所
所在地	長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2720番地3

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。（契約書第14条参照）

- | |
|--|
| ①利用者が死亡した場合 |
| ② 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合 |
| ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合 |
| ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合 |
| ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 |
| ⑥ ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
| ⑦ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。） |

(1) ご契約者（利用者）からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。

その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。
ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② ご利用者が入院された場合③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑥ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|--|

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合④ ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合 |
|--|

* 利用者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院時、短期入院の場合

1ヶ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。（1日あたり246円）

② ①を超える入院の場合

①の期間を超える入院については、退所となることもあります。1～3ヵ月以内で退院される場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院後に施設の受け入れ準備が整っていない場合には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

③ 3ヵ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人

契約締結にあたり、身元引受人を定めていただきます。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[職名] 生活相談員 津田 豊

○受付時間 毎日

8：45～17：45

○電話番号 0959-56-4141

(2) 行政機関その他苦情受付機関

小値賀町役場住民課 介護保険係	所在地 小値賀町笛吹郷 電話番号 0959-56-3111 FAX 0959-43-3077
国民健康保険団体連合会	所在地 長崎市今博多町8-2 電話番号 095-826-7293 FAX 095-826-1779
長崎県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 長崎市茂里町3-24 電話番号 095-842-6410 FAX 095-844-5948

利用者からの苦情、相談の申し立てがあった場合、円滑かつ迅速に苦情処理を行うため次の体制並びに手順で処理する。

(1) 苦情処理体制

- ①苦情解決責任者 施設長 松永英和
- ②苦情受付責任者 生活相談員 津田 豊 介護長 田和恵美子
- ③苦情受付責任者 全職員
- ④第三者委員 北村元信 近藤照子

(2) 苦情処理手順

- ①苦情は面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。
- ②苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申し出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。
- ③苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者の助言や立会いを求めることができます。
- ④本事業所で解決できない苦情は、前頁の公共機関へ申し立てることができます。

9. 事故発生時の対応

- 1. 事故発生時、発見者は速やかに看護職員及び生活相談員へ連絡します。
- 2. 連絡を受けた看護職員は、状況状態を確認の上、協力病院へ連絡し指示を仰ぎ、必要に応じて受診等行います。
- 3. 看護職員は必要な情報について、速やかに家族等へ連絡するとともに、施設長へ報告します。状況状態に応じて、市町村にも報告する。
- 4. 夜間も同様の対応をします。
- 5. 施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- 6. 施設は、この記録に基づいて、委員会等により検討・検証を行い、事故等の再発防止に努めます。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 耐火構造鉄筋コンクリート 2階建

(2) 建物の延べ床面積 4, 339㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護事業]平成22年4月 1日指定 長崎県4271501373号
定員15名

(4) 施設の周辺環境

周囲は風光明媚な緑豊かな山に囲まれ、近隣には総合公園や海岸があり、環境に恵まれた場所にあります。

<配置職員の職種>

介護職員…ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

看護職員… 主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

2名の看護職員を配置しています。

介護支援専門員…ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

生活相談員が兼ねる場合もあります。

1名の介護支援専門員を配置しています。

医師… ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の医師（非常勤）を配置しています。

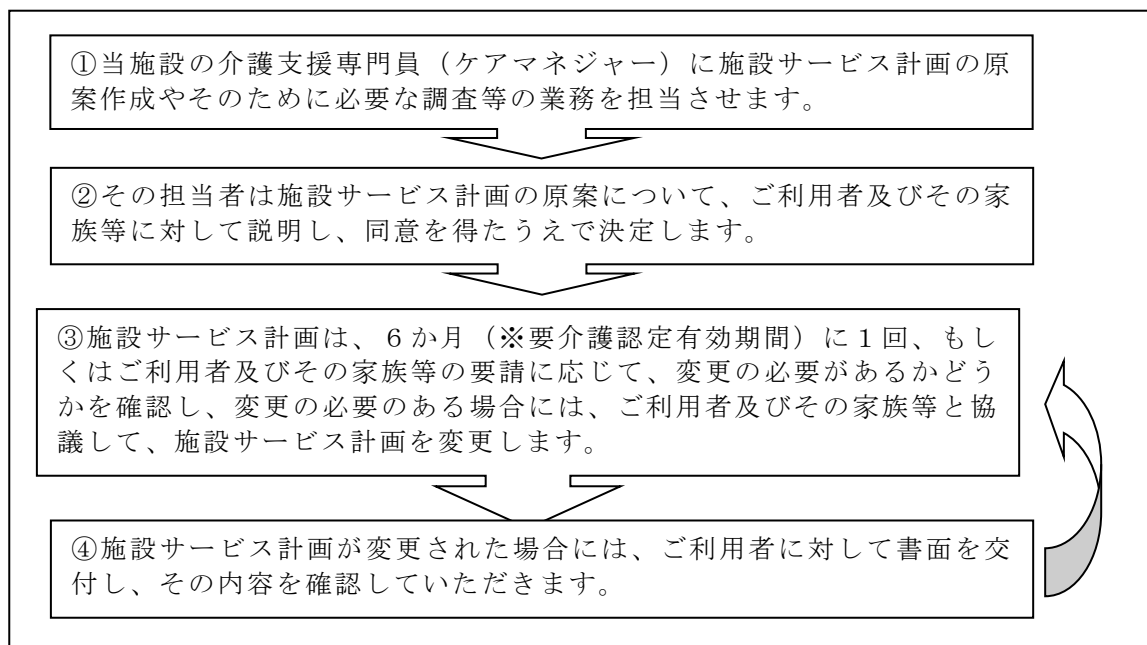
機能訓練指導員 ご利用者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

＊ペット、ライター、マッチ、ナイフなどの刃物類

(2) 面会

面会時間 8：00～18：00（その他必要に応じて面会できます）

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。（面会名簿にご記入ください。）

※なお、来訪される場合、ペットの持ち込みはご遠慮ください。

※飲食物を持ち込む場合は、必ず介護又は看護職員に届けてください。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月6日間とさせていただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5（1）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し交付した本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 養寿園
説明者職名 生活相談員 氏名 津田 豊 印

私は、交付を受けた本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所
氏名 印

契約者 住所
氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。